

吉野中学校のきまり

制服（服装）

[冬服] 着用期間 10月1日～5月31日
(前後1～2週間は気候により移行期間)

○指定服 上衣 ブレザーとスクールポロシャツ

下衣 指定ズボン又は指定スカート

※ズボンの場合はベルトを着用する。
(ベルトは黒色・茶色で装飾のないもの)

○名札・校章 ・・・入学式に学校から配付。

○ソックス ・・・白・紺・黒色 無地
(ワンポイントまで)

○冬季は学校指定のベスト、セーターの着用可

[夏服] 着用期間 6月1日～9月30日
(前後1～2週間は気候により移行期間)

○ 指定服 上衣 スクールポロシャツ
下衣 指定ズボン

指定スカート

○ 名札 ・・・スクールポロシャツに刺繡をする（小売店）

※スクールポロシャツは、スカートの場合は、スカートの外に出す。

※登下校時の上衣は原則として、冬季はブレザー、夏季はポロシャツで登校する。



体育時の服装

夏用、冬用とも学校指定のものとする。

自転車通学

ヘルメットを着用することで自転車通学ができる。
自転車は直立スタンドとし、特殊なハンドルは禁止している。
雨の日は傘を差さず、雨カッパを着用する。

鞄

学校指定の白布製かけ鞄とする。

その他

ハンカチ・ティッシュなどは常に所持する。

頭髪 (生徒会による自主規制)

頭髪自由化宣言

私たちは、ここに頭髪の自由化を宣言し、よりすばらしい吉野中学校にしていくために、次のことを守っていくことを誓います。

誓いの言葉

- 1 中学生らしさを常に考え、自ら判断し自主的に行動できる生徒になります。
- 2 髮型だけにとらわれず、学習に、スポーツに集中し学校生活をよりよいものにしていきます。
- 3 頭髪自由化を吉野中学校のよりよき伝統へと高めていき、後輩にも引き継いでいきます。

吉野中学校

頭髪自主規制

- * パーマをかけたり、髪を染めたり、脱色しません。
- * 整髪料、リボン、バレッタなど不必要なものはしません。
- * 長い髪はくくります。(編み込みなどファッショニズムのものは禁止)
- * その他については、生徒一人一人の良識で判断し、行動します。

平成6年3月14日 吉野中学校生徒一同

防寒着 (生徒会による自主規制)

平成13年3月の生徒会総会において全校生徒で決定したことをまとめました。私たちで決めた自主規制なので、よりよい学校生活のために私たち一人一人が協力し守っていきましょう。

★コートは寒さを防ぐのが目的であり、下記の制限事項を守ることで、通学用コートとします。

- | | |
|----|--------------------------|
| 長さ | ひざより短いもの |
| 生地 | 皮、Gジャン、ファー以外のものにする |
| 色 | 黒、紺、白、茶を基本とする |
| 模様 | ワンポイントまでとする(背中の模様は禁止とする) |

その他、防寒着に関する心得

- ・防寒着(コート、手袋、マフラー)は必ず教室に保管する。
(自転車置き場は禁止)
- ・制服の下に防寒着を着ない(パーカーなど)
- ・校舎内での着用はしない
- ・授業中は着用しない。
(かぜなどで病気の時は養護の先生、学級担任と相談し着用する。)
*できるだけ下着を着込むようにする。

例 外

- ・美術で外で写生をするとき
- ・体育での見学のときなど(授業担任の許可を得ること)
- ・学校で許可が出たときなど

※その他、登下校を見て、吉野中学生の着用としてふさわしくないと思われる時には、他の防寒着に変更するように指導する。

靴 (生徒会による自主規制)

令和6年12月の生徒総会において、全校生徒で決定したことをまとめました。私たちで決めた自主規制なので、よりよい学校生活のために私たち一人一人が協力し、守っていきます。

★通学用の靴は、安全に通学するためのものであり、学校生活に支障をきたしてはなりません。下記の規則事項を守ることで、通学用の靴とします。

- 1 紐やテープなどの固定具があるものとします
- 2 運動靴(ランニングシューズ・スニーカーなど)とします。
- 3 ハイカットの靴や厚底の靴、装飾品がある靴などは禁止します。

心得

違反している靴があれば生徒同士で注意しあい、他の靴に変更するように指導します。また点検日をつくり、この自主規制をみんなで守っていきます。

令和6年度 生徒会一同

☆上記以外でも常に吉野中学校の生徒として品位を失わないものであること。